

京都市人権文化推進懇話会開催要綱

(開催)

第1条 本市における人権文化の構築に関する事項について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、京都市人権文化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 懇話会に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10名以内とする。そのうち、2名以内の委員は公募により選出することとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、原則2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 市長は、委員のうちから懇話会の座長及び副座長を指名する。

2 座長は、懇話会の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

(専門意見聴取会)

第6条 市長は、特定の事項に関して専門的な観点から意見を聴取する必要があると認めるときは、専門意見聴取会を開催し、懇話会委員、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者から、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化市民局共生社会推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び専門意見聴取会の開催に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。